

○ 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、国際通貨基金(第二条の三を除き、以下「基金」という。)及び国際復興開発銀行(以下「銀行」という。)へ加盟するために必要な措置を講じ、並びに国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定の円滑な履行を確保することを目的とする。</p> <p>(銀行への拠出)</p> <p>第二条の三 前条の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、地球環境の保全を支援するため銀行に設けられる基金及び銀行加盟国の復興又は開発を支援するため銀行に設けられる基金に充てるため拠出することができる。</p> <p>(国債による銀行への拠出等)</p> <p>第十条の二 政府は、第四条の規定により拠出する外国通貨又は本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、国際通貨基金(以下「基金」という。)及び国際復興開発銀行(以下「銀行」という。)へ加盟するために必要な措置を講じ、並びに国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定の円滑な履行を確保することを目的とする。</p> <p>(銀行への拠出)</p> <p>第二条の三 前条の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、地球環境の保全を支援するため銀行に設けられる基金に充てるため拠出することができる。</p> <p>(国債による銀行への拠出等)</p> <p>第十条の二 政府は、第四条の規定により拠出する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で拠出することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>